

平成 24 年度地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）及び補助金活用事業

1 背景・経緯

(1) 背景

- 近年、国内や周辺国から大量の漂着物が海岸に押し寄せ、海岸環境の悪化や漁業への影響等の被害が生じている。
- そのため、平成 21 年 7 月、議員立法により、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「法」と言う。）が制定・公布された。
- 同法で、「政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない（法第 29 条第 1 項。）と規定されており、平成 21 年度に設立されたグリーンニューディール基金事業に引き続き、今回、「平成 24 年度地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」（事業実施期間：平成 26 年度末まで）が設立された。

(2) 経緯

年度	国	県	海岸管理者（県、市町村）
H21	21.7 法制定 21.7 グリーンニューディール基金造成 (23 年度末まで)	21.10 グリーンニューディール基金造成 グリーンニューディール基金事業	
H22		22.10 愛知県海岸漂着物対策推進協議会設立・運営（法第 15 条）	22～23 海岸漂着物回収・処理事業実施
H23		23.8 愛知県海岸漂着物処理推進地域計画策定（法第 14 条）	総事業費 約 2,670 万円
H24	25.3 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）(総事業費:約 100 億円、26 年度末まで)		
H25	25.4.1 内示 (本県:約 1 億 8,500 万円)	25.7.5 海岸漂着物対策推進基金造成 海岸漂着物対策推進基金事業	
H26		25～26 発生抑制対策の検討・実施 25～26 普及啓発活動の検討・実施 26 愛知県海岸漂着物処理推進地域計画の改定 等	25～26 海岸漂着物回収・処理事業実施 総事業費 約 1 億 8,500 万円

2 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）の概要

(1) 事業実施期間

平成 26 年度末まで

(2) 対象事業

事業内容	補助率	事業主体	対象事業
海岸漂着物等の対策の推進を図るための事業	1/2	○都道府県	○地域計画の策定・改定 ○策定・改定に必要な調査
海岸漂着物等の回収・処理に関する事業	10/10	○都道府県 ○市町村	○海岸漂着物等の回収・処理 ○回収・処理に係る調査研究
海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業	10/10	○都道府県 ○市町村	○発生原因・抑制等に係る調査 ○発生抑制に係る普及・啓発 ○発生抑制のための関係者間の連携・交流

(3) 交付決定額

185,402 千円

3 補助金活用事業

平成 26 年度までの事業全体の概要は次ページの図のとおり。